

21文科初第820号  
雇児発0331第3号  
平成22年3月31日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号本職通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、運営要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表

改 正 後							現 行										
別紙							別紙										
安心こども基金管理運営要領							安心こども基金管理運営要領										
第1～第6 (略)							第1～第6 (略)										
別添							別添										
子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別支援事業							子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別支援事業										
(定義)							(定義)										
1 (略)							1 (略)										
2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。							2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。										
①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
1～2 (略)																	
3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						平成22年度末		地域子育て創生事業(別添12)							平成22年度末	
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援		都道府県市町村	定額	-	-			・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援		都道府県市町村	定額	-	-			
	・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県市町村						・地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県市町村						
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県市町村						・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県市町村						
	・平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援		都道府県指定都市児童相談所設置市						・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県市町村						
	・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県市町村						・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県市町村						
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)	21年度交付要綱4(3)	都道府県市町村						・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県						
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県						・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県						
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県						・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県市町村						
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県市町村						・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県市町村						
・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県市町村						・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援		都道府県市町村							
・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援		都道府県市町村						4～6 (略)									
4～6 (略)							4～6 (略)										
(注1)～(注3) (略)							(注1)～(注3) (略)										

別添1～別添11 (略)

別添12

地域子育て創生事業

1 (略)

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援
- ⑤ 育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑥ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑦ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑨ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑩ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑪ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援

(2) 実施主体

都道府県 【(1)の⑦、⑧】

都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。) 【(1)の①～③、⑤、⑥、⑨～⑪】

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市 【(1)の④】

(3) (略)

3 (略)

4 その他

市町村が「安心こども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、2(1)②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

(削除)

別添1～別添11 (略)

別添12

地域子育て創生事業

1 (略)

2 事業の内容等

(1) 事業の内容

都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ① 地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援
- ② 地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援
- ③ 経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④ 育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援
- ⑤ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援
- ⑥ 病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧ 安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の実施や家庭訪問等による支援
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質の向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩ 賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援

(2) 実施主体

都道府県 【(1)の⑥、⑦】

都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。) 【(1)の①～⑤、⑧～⑩】

(3) (略)

3 (略)

4 その他

市町村が「安心こども基金」の対象事業を円滑に実施するために必要な経費については、2(1)②に定める「地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援」のための取組の一つとして、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

なお、市町村が「平成21年度子育て応援特別手当」を円滑に実施するために必要な経費について、上記の取組と一体的に処理する場合には、特別対策事業の対象として差し支えないものとする。

(削除)

5 (略)

別添13～ (略)

ただし、当該取組に関する経費については、「平成21年度安心こども基金管理運営要領」に基づき、各都道府県に設置された基金の額（地域子育て創生事業に係る分）の10%を上限とする。

5 (略)

別添13～ (略)